

第7期鹿角市障がい福祉計画 及び 第3期鹿角市障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「鹿角市障がい者計画」を策定し、“共に生きる地域社会の実現”を基本理念に掲げ、時代のニーズに即した福祉のまちづくりに向け、障がい福祉施策を展開しているところです。

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は、平成 25 年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）へと改正され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するための社会参加の機会の確保及び地域社会における共生と、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされ、新たな障がい福祉施策が講じられました。

また、平成 28 年の改正障害者総合支援法と改正児童福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の拡充や、障がいのある高齢者に対し介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充が求められることとなりました。

さらに、平成 29 年の法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、介護保険と障がい福祉制度に、障がい児者と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするため新たに共生型サービスが追加され、地域包括ケアシステムの強化が求められました。

この様な背景を踏まえ、障がいのある人が安心して、生きがいをもって生活できる地域社会の実現を目指す「第 6 期鹿角市障がい者計画」のもと、必要とされる障害福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるよう、「第 7 期鹿角市障がい福祉計画」及び「第 3 期鹿角市障がい児福祉計画」を策定するものです。

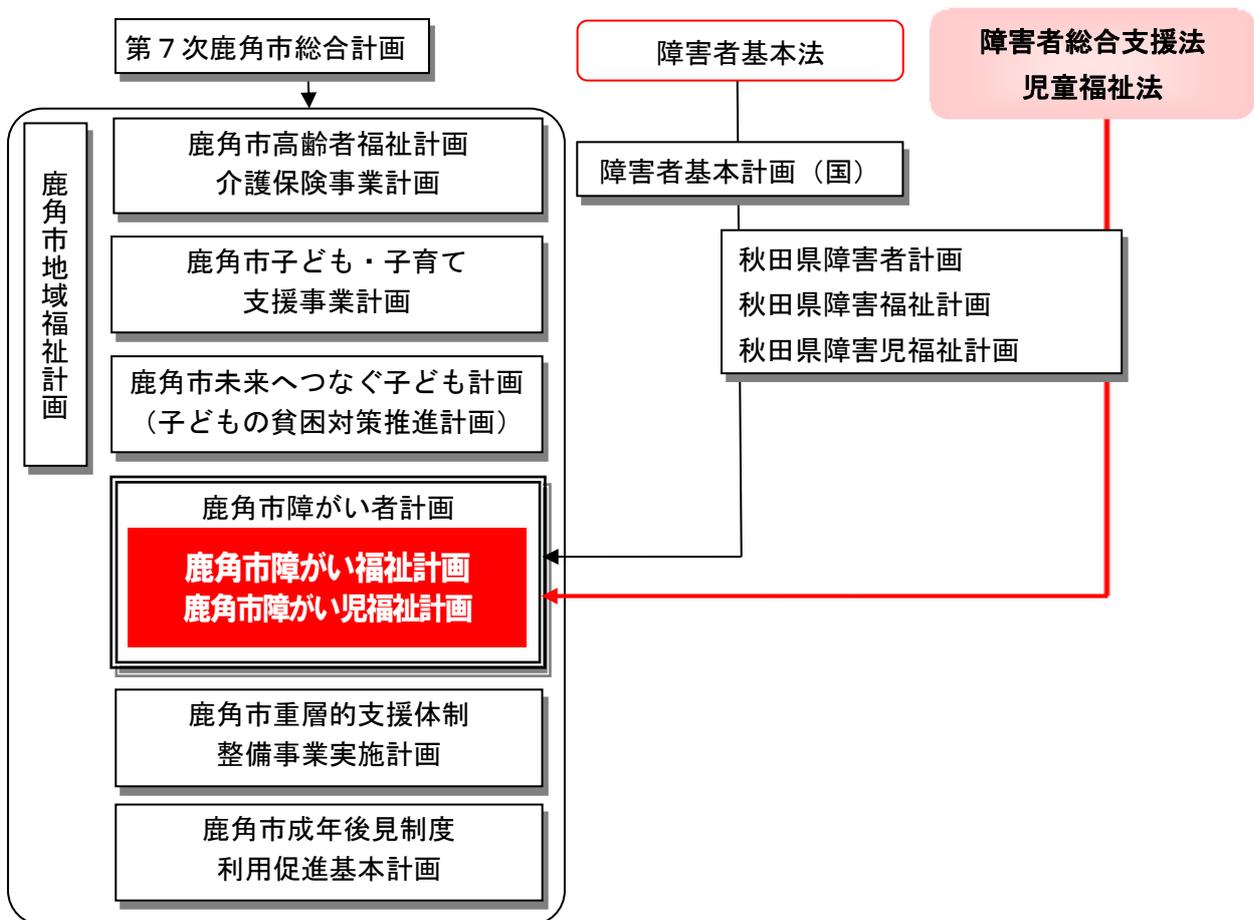
2 計画の位置づけ・性格

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の必要量等を定めるものであり、地域生活移行や就労支援等についての成果目標を設定し、その目標達成に向けた計画として位置づけられています。

また、この計画は、「鹿角市障がい者計画」（障害者基本法第 11 条第 3 項）のサービス実施計画としての性格を有するとともに、「鹿角市子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項）、「鹿角市未来へつなぐ子ども計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項）との整合性を図っています。

さらに、社会福祉法では、地域福祉計画において高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉などと整合性・連携を図りながら、生活全般にわたる福祉向上が求められていることから、本計画においても、鹿角市地域福祉計画をはじめとする各関連計画と一体的に取り組むこととしています。

◆上位・関連計画、根拠法



3 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）までの3か年を計画期間と定めます。

◆計画の期間

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	第7次鹿角市総合計画 (令和3～12年度)			（前期基本計画） (令和3～7年度)		（後期基本計画） (令和8～12年度)	
	第2期鹿角市地域福祉計画 (令和元～5年度)			第3期鹿角市地域福祉計画 (令和6～10年度)			
	第6期鹿角市障がい者計画 (令和3～7年度)				第7期鹿角市障がい者計画 (令和8～12年度)		
					第7期鹿角市障がい福祉計画 第3期鹿角市障がい児福祉計画 (令和6～8年度)		

4 計画の推進・評価

計画の実効性を確保する観点から、障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21により毎年度、定期的に計画の達成状況を調査・分析・評価することとされています。

サービス見込量については、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に掲げた事項について定期的に調査及び分析するとともに、鹿角市障がい者自立支援協議会において評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

障害福祉サービスの概念図

